

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について

1 改正の概要

令和8年7月31日に戸塚環境センターの新粗大ごみ処理施設（以下「新施設」という。）が竣工予定であることに伴い、これまで市の処理施設では処理を行わない「特定処理廃棄物」として、通常の粗大ごみと異なる処理手数料の徴収対象としてきた「スキー板、スノーボード、サーフボード、ウィンドサーフィンボード」について、新施設で処理できることになるため、「特定処理廃棄物」から除外することとするもの。

改正後は、特定処理廃棄物以外の品目と同様に、市が収集する場合は1個につき310円、自己搬入の場合は10キログラムあたり150円の手数料となる。

2 時期

令和8年12月議会に条例議案を提出し、令和9年4月1日より施行する予定。

3 参考（改正後の家庭系廃棄物の処理手数料）

	単位	収集及び運搬に関する手数料	処分に関する手数料	備考
特定処理廃棄物	スキー板、スノーボード、サーフボード、ウィンドサーフィンボード 1個につき	310円	310円	スキー板は2枚までを1個とする。
	アコーディオンカーテン	1個につき 310円	1,240円	
	折り畳み式ベッド	1個につき 310円	2,170円	
	スプリングマットレス	1個につき 310円	3,410円	
	電動式ベッド	1個につき 310円	7,440円	
市長の指定する粗大ごみで市が収集及び運搬するもの（特定処理廃棄物を除く。）		1個につき 310円		
市の処理施設に搬入されるもの（特定処理廃棄物を除く。）		重量10キログラムにつき	150円	重量が10キログラム未満の場合は10キログラムに切り上げるものとし、重量が10キログラム以上の場合は10キログラム未満の端数を四捨五入するものとする。